

国立大学法人大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設規程

平成16年4月1日制定

平成16年医学部規程第1-15号

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「本学」という。）に、大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 宿泊施設は、本学医学部の国際交流の進展に寄与するため外国人研究員等に住居を提供することを目的とする。

(入居の資格)

第3条 宿泊施設に入居することができる者は、本学医学部において次の各号の一に該当する身分を有する者とする。

- (1) 外国人客員研究員
- (2) 本学医学部が受け入れた外国人研究者(外国人受託研修員及び中国医学研修生は除く。)
- (3) その他医学部長が認める外国人

(入居期間)

第4条 宿泊施設に入居できる期間は、1月以上1年以内とする。ただし、医学部長が特に必要と認める場合は、当該期間を短縮し、又は延長することができる。

(入居の申請及び許可)

第5条 宿泊施設に入居を希望する者は、別に定める大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設入居申請書を医学部長に提出し、許可を受けなければならない。

2 医学部長は、前項の規定による入居の申請を適当と認めるときは、別に定める大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設入居許可書を交付する。

(入居の許可の取消し)

第6条 医学部長は、宿泊施設に入居する者（以下「入居者」という。）が、本学の関係規程等に違反したとき、又は宿泊施設の運営上特別な必要が生じたときは、当該入居の許可を取り消すことがある。

2 前項の取消しによる損失については、本学はその責めを負わないものとする。

(使用料金等)

第7条 医学部長は、入居者から使用料金等を徴収し、その額は別表のとおりとする。

2 入居者は、別に定めるところにより、使用料金等を納付しなければならない。

(退去)

第8条 入居者は、入居の資格を失ったとき、又は入居期間が満了したときは、速やかに宿泊施設を退去しなければならない。

2 入居者は、宿泊施設を退去しようとするときは、原則として退去しようとする日の7日前までに別に定める大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設退去届を医学部長に提出しなければならない。

(入居期間の延長の手続)

第9条 入居期間の延長を必要とする入居者は、原則として入居期間の満了の日の7日前までに別に定める大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設入居期間延長申請書を医学部長に提出し、許可を受けなければならない。

2 医学部長は、前項の規定により入居期間の延長を許可したときは、別に定める大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設入居期間延長承認書を交付するものとする。

(損害の賠償)

第10条 入居者は、入居中に建物又は附属物を毀損等することにより本学に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(事務)

第11条 宿泊施設に関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、宿泊施設に関し必要な事項は医学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年医学部規程第1-5号)

1 この規程は、平成21年3月26日から施行する。

2 大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設使用料金細則 (平成16年医学部細則第1-3号)、大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設入居者選定基準 (平成16年4月1日制定) 及び大分大学医学部外国人研究員等宿泊施設の入居に関する運用 (平成16年4月1日制定) は、廃止する。

附 則 (平成26年医学部規程第1-2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

使用料金等

区 分	単 位	金 額
宿泊施設使用料	月額	8,460円
	日額（入居期間が1月以上）	282円
	日額（入居期間が1月未満）	304円

備考 入居期間が1月未満の場合の日額は、課税対象となり消費税等を含む。